2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大月字原八九〇、八九二の一、八九三、八九四、八九六から八九九まで、九〇一の一から九〇一の三まで、九〇二、九〇三、九〇四の一、九〇四の四、九〇五の甲、九〇五の乙、九〇六の一、九〇六の二、九〇七、九〇八の一、九〇九の一、九一〇の一、九一五の一、九一六の一、九一六の三、九一七の一、字小ツラ九一一の二、字六月坂九一二の一、九一二の二、九一三の一、九一三の二、字山道九一八から九二四まで、九二四の子、九二五の一、九二六、九二七の一、九二七の三、九二八の一から九二八の三まで、九二八の六、九二八の九、九二八の甲子、九二八の乙、九三八の甲、九三八の乙、九三九、九三九の子から九三九の寅まで、九四〇から九四二まで、九四五、九四五の子、九四六の一、九四七の一、九四九の一、九四九の二、字カンオン沢九三七の二、九四三の甲、九四三の乙、字滝ノ入九四四の甲、九四四の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県見附市島切窪町字東山五三の一、六六の一から六六の三まで、字イリ五五から六五まで、六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市栃尾町字階子沢甲九六六の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字北高岡字東角一五一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東角一五一七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字烏生田字仲郷五四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲郷五四一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字深沢字四ツ川二一七九の一、二一七九の五、二一七九の一六、二一七九の一八、字簿久保二一九七の二、二一九七の六、二一九八、二一九九から二二〇一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字千本字大門六六〇の二、一五三五の一、一五三六、一五三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大門一五三六（次の図に示す部分に限る。）